社会福祉法人小渦会　顧問報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人小渦会（以下「当法人」という。）定款第２３条第４項の規定に基づき、顧問の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）
第２条　顧問には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。
（１）報酬については、別表に定める額
（２）理事会及び評議員会等に出席した場合の旅費については、旅費支給規程に基づいて「役員等」として算出された額

（改廃）
第３条　この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

（補則）
第４条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
改正後の規程は、令和６年７月１日から施行する。（一部改正）

附　則
改正後の規程は、令和８年７月１日から施行する。（一部改正）

別表

区　　分	報　酬　の　額
評議員、理事会等への出席	日額　３１，０００円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤等	日額　２１，０００円